

宮農技術情報

～肥料・資材～

平成30年 2月 2日発行

日高農業改良普及センター日高西部支所
TEL01457-2-2055

肥料取締法に違反した肥料は使用しないで下さい

農林水産省は、北海道有機農材株式会社が、平成28年4月に肥料取締法違反と判断された肥料の一部について、廃棄処分せず、再び堆肥として販売していたことを確認いたしました。

肥料取締法違反と判断された肥料には、原料に一部汚泥が使用されています。その汚泥は農林水産大臣の登録を受けずに生産・販売されています。

そこで、問題となった肥料の使用は避けて下さい。

1 北海道有機農材株式会社の問題となった肥料

下記のものは使用しないで下さい。

	平成28年に法律違反と判断された肥料を含む肥料の名称
新たな名称で販売したもの	発酵鶏ふん、アニマルマスター、アニマルマスター1号 アニマルマスター2号、アニマルマスター3号、 NEWバケイトン
元の名称のまま販売したもの	スーパーアニマル、アニマルDX、アニマックス、 根菜専科、花卉専科、ビート専科、長いも専科、 じゃがいも専科、玉ねぎ専科、バケイトン

2 肥料や資材の使用について

肥料登録や資材登録を受けていて、農林水産省の認可を受けているものを必ず使用して下さい。

表1のように、肥料袋の裏面に「生産業者保証票」が明記されたものが農林水産省の認可を受けているものです。

J Aびらとり等が発行している「肥料の手引き」(平成29年9月発行)を参考にしましょう。

表1 生産業者保証票

生産業者保証票
登録番号
肥料の種類
肥料の名称
保証成分量 (%)
原料の種類
材料の種類、名称及び使用量
正味重量
生産した年月
生産業者の氏名又は名称及び住所
生産した事業所の名称及び所在地